

## 平成 28 年度第 32 回人事委員会 会議結果<概要>

### 1 日 時

平成 29 年 3 月 22 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 5 時 10 分

### 2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

### 3 出席者

（委 員）青山委員長、青木委員、濱崎委員

（事務局）松山事務局長、矢岡任用公平部長、櫻井試験部長、小澤審査担当部長、秋谷総務課長、神永任用給与課長、柴田審査課長、添田試験課長、伊藤研究調査課長、本間制度改革担当課長、近藤審査担当課長、矢部審査専門課長

### 4 議 事

#### < 議 案 >

- 第 1 号議案 東京都人事委員会規則の一部改正等について（任用関係、給与関係）
- 第 2 号議案 平成 29 年度労働基準監督業務の実施計画について
- 第 3 号議案 任期付職員の採用の承認について
- 第 4 号議案 平成 29 年度県費負担教員を対象とする採用選考の実施について
- 第 5 号議案 職員団体の取扱いについて

#### < 報告事項 >

- 報告第 1 号 平成 28 年度実施の労働基準法等に基づく定期監督等の改善状況について（知事部局等、都立学校、警視庁）

## 第1号議案 東京都人事委員会規則の一部改正等について（任用関係、給与関係）

標記議案について、事務局から、人事委員会規則の一部改正は、職員の給与に関する条例の改正及び組織改正に伴う規定整備である旨説明した。

また、各任命権者より申請・協議があった規則、規程及び人事委員会承認事項の一部改正（制定）は、職員の給与に関する条例の改正及び組織改正等に伴う規定整備であり、申請（協議）のとおり承認（同意）したい旨説明した。

### I 東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

### II 東京都規則の一部改正等

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）
- 3 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- 4 給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（警視）
- 5 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程
- 6 宿日直手当支給規程の一部を改正する規程（警視）
- 7 職員の給与に関する条例第10条第3項第1号に規定する東京都規則で定める職員を定める規則（新設）
- 8 学校職員の給与に関する条例第12条第3項第1号に規定する教育委員会規則で定める職員を定める規則（新設）
- 9 給料の切替えに伴う平成29年4月1日以降に支給する扶養手当に係る経過措置に関する規則（新設）
- 10 地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 11 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 12 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 13 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 14 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 15 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 16 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### III 人事委員会承認事項の一部改正等

- 1 事務等1級職員を平成29年4月1日に一級上位の職務の級へ昇格させる場合の号給の決定について（新設・協議）（教育）
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則第3条第3項が適用される行（一）四級等職員及び教育五級等職員に係る成績率の段階の取扱いについて（新設）
- 3 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

- 4 成績率の運用に関する要綱の制定について（全任命権者）
- 5 一般職員の採用試験等合格に伴う給料月額等の決定（警視）
- 6 特別採用者及び転職者の給料月額等の決定について（警視）
- 7 実習助手及び寄宿舍指導員の級別資格基準について
- 8 任期の更新等により再任用される職員の赴任に係る旅費について（新設・協議）  
（知事・教育・消防）
- 9 再任用される職員の赴任に係る旅費について（新設・協議）（議会・監査・選挙  
管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視）

委員より、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」の経過措置の適用についての質疑があり、事務局から、行（一）又は行（二）の1級の職員を平成29年4月1日に2級へ昇格させる場合は、改正前号給から改正前の規定を適用するものである旨回答した。

委員より、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、中位と中位（B）の取扱いの違いについて質疑があり、事務局から、教員、警視庁、東京消防庁の課長級職員には中位が適用され、その他の課長級職員には中位（B）が適用される旨回答した。

委員より、「給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）」について、改正理由は特別調整額の区分の適用の明確化とあるが実質改正もあるのかとの質疑があり、事務局から、対象の職について、従前の規定でも区分の適用は読み込めたが、今回の改正で明確に規定したものである旨回答した。

委員より、「宿日直手当支給規程の一部を改正する規程」について、人事委員会の承認を得ず規定改正したものの扱いについての質疑があり、事務局から、今回は手続上の瑕疵を是正するものであり、規定整備自体は行われていること、警視庁において実際に宿日直勤務を行う職場としての指定は適正になされており、実態に影響はない旨回答した。

委員より、「実習助手及び寄宿舍指導員の級別資格基準」について、見直しの背景について質疑があり、事務局から、主任寄宿舍指導員への任用を早める改正を教育庁が行ったため、給与上も昇格できるよう見直す必要がある旨回答した。

委員より、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、機関「等」にはどのような機関が含まれるのか、との質疑があり、事務局から、条例において、外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関、我が国が加盟している国際機関、外国の学校・研究所又は病院であって前3項目に該当しないもの、またこれらに準ずる機関と規定されている旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

## **第 2 号議案 平成 29 年度労働基準監督業務の実施計画について**

標記議案について、事務局から説明した。

委員から、使用者、被雇用者の考え方について質問があり、事務局から、公務員の場合、民間企業のように使用者、被雇用者のような規定はされておらず、局長級でも職員として調査の対象となっていることを説明した。また、事務局から労働基準法上の事業場の概念とは違い、校長や警察署長も事業場の長として、責任者でもあり、調査対象の職員にもなっていることを説明した。

委員から法律に違反する状況が続いた場合、人事委員会が告訴することになるのか質問があり、事務局から、労働基準監督官が持っている司法警察権は人事委員会には無いため、そのような事態になった場合の実際の対応については確認しておく必要がある旨回答した。

委員から、健康診断の受診義務について質問があり、事務局から東京都職員健康管理規則で受診義務が規定されていることを説明した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

### **<以下、非公開案件>**

**第 3 号議案 任期付職員の採用の承認について**

**第 4 号議案 平成 29 年度県費負担教員を対象とする採用選考の実施について**

**第 5 号議案 職員団体の取扱いについて**

**報告第 1 号 平成 28 年度実施の労働基準法等に基づく定期監督等の改善状況について  
(知事部局等、都立学校、警視庁)**

次回開催日程について

次回委員会を平成 29 年 3 月 30 日（木）午後 4 時 00 分から開催することとした。